

④ 脱走防止策と他人への危害防止策を徹底すること

⑤ 孤独にしないこと

◆ 犬は社会性があり、群れから利益を得る動物です。繫留しているときには、わめく・ほえる・スンスン鳴くことがあります。犬は孤独を感じているかもしれません。その犬と信頼関係のある人や他の犬と交流する時間を定期的に与えましょう。



⑥ 痛み、苦しみ、傷害及び病気から守ること

◆ 毎日、体に傷がないか・病気にかかっていないかを確認します。もし、疑いがある場合、獣医師に診せましょう。

◆ 每日、犬のいる周辺は掃除し、糞はできるだけ速やかに片づけましょう。



⑦ 去勢・不妊手術をすること

◆ 発情期になれば、他の犬がよってきて繁殖してしまう可能性があります。子犬を望まない場合は手術をしましょう。



⑧ 屋外飼養に適さない犬種を屋外で飼育しないこと

◆ 超小型犬・小型犬などは屋内飼育しましょう。



5つの自由

5つの自由とは、国際的な動物福祉の基本原則です。動物も人間も命あるものであり、感覚があります。

人間は飼育管理している動物に対してできる限り快適に、苦痛をうけずに生活ができるようにする義務と責任があります。

① 飢えと渴きからの自由



② 不快からの自由



③ 痛み・傷害・病気からの自由



④ 恐怖や抑圧からの自由



⑤ 正常な行動を表現する自由

お問い合わせ先

公益社団法人
日本動物福祉協会

Japan Animal Welfare Society
〒141-0022
東京都品川区東五反田 2-6-5
フロイング 2 階
TEL 03-6455-7733
FAX 03-6455-7730



屋外で犬を飼うなら



公益社団法人 日本動物福祉協会
Japan Animal Welfare Society



屋外で犬を飼う場合も、安全で快適に過ごせて幸せな生活環境を与えることは飼い主の責任です。

① 生活するための安全で快適な場所を与えること

- ◆活動場所と寝床が別でそれぞれ十分な広さがあり、雨風除け・暑さ・寒さから身を守れる場所を与えましょう。
- ◆寝床には清潔で柔らかい素材を使いましょう。
- ◆壁・天井や他の動物に触れずに、歩く・横になる・伸びをする・立ち上がる・尾を振るなどの自然な行動や動きができるようにしましょう。
- ◆気温が15°C以上26°C以下の場所で過ごさせ、定期的に気温を確認しましょう。
(秋田犬・シベリアンハスキーなど寒さに強い犬の場合は10°C以上26°C以下)



② 新鮮なお水をいつでも飲めるようにすることと、健康を維持するための適切でバランスのとれた食事を与えること

- ◆食事と水を入れる容器は毎日洗浄しましょう。



③ 適切な運動量と遊ぶためのおもちゃを与えること

- ◆最低一日一回は散歩に連れて行きましょう。
- ◆退屈しないように安全に噛んで遊ぶことができるおもちゃを与えてましょう。
- ◆長時間繋ぎっぱなしにしないこと。

不適切な飼育例

